

仙台市いじめ問題専門委員会 議事録
(第17回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)
教育相談課作成

◆ 日 時 令和2年7月18日(土) 午後6時00分から午後7時27分まで

◆ 場 所 仙台市役所本庁舎 2階 第1委員会室

◆ 出席委員 ◎委員長 ○副委員長

No.	氏名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	欠
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	欠
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	欠
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

皆様よろしいでしょうか。本日、伊藤委員、甲斐田委員、鈴木委員それぞれの委員の皆様から、ご都合により会議を欠席されるとの連絡をいただいております。

それでは、仙台市いじめ問題専門委員会(仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。

2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まずは、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

部会長の小野でございます。この調査部会は、前回から4か月くらいの間隔が空いてしまいました。それはやはりひとえに新型コロナウィルスの緊急事態宣言等ですね、会合を持つことが困難になったことに基づくものでございますが、この4か月という期間に調査部会を持てなかつたことを残念に考えております。今後できるだけ答申に向けて速やかな進行を進めていきたいと考えております。

それからもう一点、比較的早い時期から、ご遺族からこの調査部会の公開ということを求められておりました。それで、当調査部会では、毎回、次回の協議内容を決めるとともに、それで公開できるだろうか、難しいだろうかということを協議して、まだちょっと公開には時期尚早だというようなことで非公開を継続しておりましたけれども、今日初めて一部ではございますけれども、「前半の部分について公開して行っていいのではないか」ということで、前回の部会の最後に本日の公開を決めましたので、本日公開に至りました。

この公開に当たっては、私どものいろいろと注意する点もあるんですけれども、一点、傍聴の方、及びマスコミの方に含めて申し上げますと、本日の調査部会の協議というのは、当然今後も継続していく調査部会の途中経過の一場面でありますので、その部分について切り取って調査部会の結論だと、こういうふうに調査部会では言っていたというようなこと、あるいは、個々の調査部会委員の発言に何か不服な点がある場合にそれを捉えていろいろと申し上げられることになりますと、闊達な議論というものが阻害される恐れがありますので、その点だけを公開に当たって一点注意させていただきました。併せて、皆様が傍聴に当たって、お書きになった際の注意点を守っていただくことをお願い申し上げて挨拶に代えさせていただきます。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進めていただきたいと存じます。小野部会長、よろしくお願ひいたします。

(小野部会長)

それでは、「協議」に入ります。

本日の最初の議題は、「欠席日数と重大事態の認識について」の協議を行いたいと思います。その後の審査事項については、個人名等の個人情報を扱う部分になりますので、「仙台市いじめ問題専門委員会調査運営要領」第5条に基づき、閉会までを非公開といたします。従って、これから前半部分だけ公開で行うということになりますので、ご了解ください。

本事案が、いじめ重大事態に当たるかどうかということは、今後審議してまいります「いじめ事案の整理」や「いじめと不登校の関連性の整理」を踏まえて行われると思われますけれども、これまで16回にわたる協議内容を踏まえ、当時の学校のいじめ重大事態への認識について、各委員のご意見をお一人ずつ述べていただきたいと考えますがよろしいでしょうか。

まず、委員にご意見を述べていただく前に、初めにあらためて、いじめ重大事態の定義について確認したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(学校教育部長)

それでは、ご説明をさせていただきます。資料をお配りさせていただきます。

ただいま、お配りさせていただきました「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を基にしまして、いじめの重大事態の定義についてご説明を申し上げます。このガイドラインでございますけれども、平成29年3月に文部科学省が策定いたしまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項に記載されているいじめの重大事態、発生時における事態の把握や報告、被害児童生徒、保護者に対する説査方針の説明と調査の実施、公表に至るまでの学校の設置者及び学校の対応とその留意点について示したものでございます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。この28条1項における重大事態の定義についてガイドラインには、こちらの「第2 重大事態を把握する端緒」の「重大事態の定義」というところに示されております。この28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、こちらのほう、生命、心身、財産、重大事態とされております。それから、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認め

るとき」、こちらのほう、不登校重大事態とされております。また、重大事態につきましては、「事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始しなければならない」とされているところでございます。さらに「重大事態として早期に対応しなかったことによる影響」につきましてもその下に示されております。

それから、おめくりいただきまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。1行目の②のところでございますが、不登校重大事態の定義は「欠席日数が年間30日を目安としていること、しかしながら一定期間連続して欠席している場合は目安に関わらず、調査に着手する必要があること」が示されているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

(小野部会長)

はい、ありがとうございました。今、この、いじめ重大事態の調査に関する文科省のガイドラインについての該当箇所を説明いただいたわけですが、それでは、この後、当時、学校がいじめ重大事態と扱わなかつたことについて、今までの学校関係者の聴き取りなどによっても、みなさん一致して、いじめ重大事態というふうには認識していなかったというふうに、おっしゃられているわけですけれども、その点についてどう評価するかということについて、前提の事実についての認識も含めて、各委員からご意見を伺いたいと思います。それでは高田委員から述べていただいてよろしいでしょうか。

(高田委員)

自分なりに考えてきたことですけども、まあ、いろいろ経緯をみると、6月に別室登校が始まっていますが、最初のころは楽しく学校に行っていた様子が伺えますけども、次第に行きたくないとか、あるいはお腹が痛い、頭が痛い、登校も渋りがちになったり、この定義からすれば、「心身に重大な被害が生じる疑いがあるときに、そういう重大事態と認めましょう」ということになっているのと、「疑いが生じた段階で調査を開始してください」というふうに書いてありますので、ちょっと譲ったとして、疑いを持ってもよかつたのではないかというふうに、私は考えていました。以上です。

(小野委員長)

はい、ありがとうございます。続いて新免委員、ご意見どうぞお願ひいたします。

(新免委員)

はい、先ほどの教育委員会の方のガイドラインの基本的なポイントの説明は、私もこの委員会に参加してずっと意識してきたことです。それで、非常に明快だと思います。文科省が発表しているガイドライン、私もこれは昨日、今日と読み直して、重大事態であるということは何たるかをやはりそれなりによく言い表していると思うんです。つまり日数の問題ではなくて、やはりそういった状態が続いた場合は、やっぱりこれは丁寧に、また迅速に対応しなきやいけないという、大変良いガイドラインだと私はそのように思っています。たまたまというよりも、いろんな流れの中で、うまくいろいろなことがかみ合わなかつたということも考えられますけども、しかたなかつたではやはりすまないことであると、私はそのように考えております。

それで、これは私たちがこの調査部会でずっといろんな資料を見ながら取り組んできたものでけども、その中には仙台市の佐々木教育長平成31年3月7日付文書があります。これはこの死亡事案に係る調査についての諮問文書でした。諮問というのは、有識者または特定の機関に意見を求めることです。意見というのは、物事や判断に対して持つ考えです。この諮問文書に沿って私たちも取り組んできたと思うんです。しかも、その諮問事項の中身が、事実関係についてのことと、それから学校、教育委員会の対応のことでありました。で、その文章をもう一度読み直しますと、いじめと被害との

関連性を判断することは難しい、という文言になっています。諮問文書としては、論理の矛盾があると、個人的には感じております。ちょっときつい言い方をすれば責任逃れのような気がします。本来なら、こういった調査部会なんかを設置しなくても、きっちりと処理されないといけない水準のことです。私はそう考えております。まあ、それはそうとして、佐々木教育長の諮問文書は非常に重要で、私もそれに基づいていろんなことを考えてまいりました。

いじめの定義については、先ほどの教育委員会の方がガイドラインに沿っておっしゃったとおりでありますけども、そしてまた、いじめ防止対策推進法というのがありますけども、その2条では、心理的、または物理的な影響を与える行為、これはいじめを構成する要件となっているわけです。で、いじめられた側の児童生徒の立場に立つことが重要であるとも記されてあります。学校の内外を問わないとされています。この辺のところ、文言としては、仙台市はよく整えているわけなんです。ありとあらゆる可能性を想定して、そしていじめが起こりにくく仕組みを作ろうと努力している、そのことは評価いたしますけども、現実にはそれがうまく機能できなかった、それは何なのかなと思うと、じゃあ、学校側の対応は何の問題もなかったとは言い切れない部分があるのかと、まあそういうふうに考えます。

それから、重大事案であるかということに関連して言えば、いじめ防止対策推進法において、重大事態の意味について、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」という、なかなかうまい表現が使われているなと思います。やはりそういった事態であったと私は認識せざるを得ないです。認識するというのが、非常にあいまいな言い方なんですけれども、やっぱりそのように認めざるを得ないんですね。そうなりますと、これは個人批判ではありません。ただ単に学校批判とか、あるいは教育委員会批判、私はそのような非生産的なことを言っているんじゃなくて、こういったことが起こりにくく仕組みを作るための文言づくりをこの調査部会でこれからもやるべきじゃないかなと思っています。今のところそう思っています。

(小野部会長)

ありがとうございました。安保委員お願いします。

(安保委員)

高田委員は、心身への重大な被害をおっしゃったかと思いますけども、私としてはむしろ、2号の不登校重大事態の方に当てはまる可能性があったのかなというふうに思います。こちらのガイドラインの4ページ真ん中ごろにも、「重大事態の発生に係る被害児童生徒、保護者からの申し立てにより疑いが生じること」という言葉がございますので、いじめのせいで学校に行けないというふうに保護者等がおっしゃっていることで相当期間休むということであれば、実際にいじめがなかった、あるいは学校がいじめとどうしても認めてなかつた場合でさえも、これは重大事態としてみなしてもよかつたのかもしれませんとおもいます。ただ、みなしてもよいという時期については、出席日数の関係から30日前後になるくらいの1ヶ月ごろには、そういう見方ができたのではないかというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。

最後に私の意見といいますか考え方を申し上げますと、この重大事態の問題は、諮問事項の関係で言いますと、児童に対する学校の対応の中で、この重大事態と取り扱わなかつたということをどう評価するかという問題であろうと思います。-

当調査部会では、学校の関係者から聴き取り調査を手分けして行ってまいりましたが、学校関係者は一様に重大事態というふうには把握していなかったというふうに言っております。さらにですね、突っ込んで、ではなぜ重大事態というふうに考えなかつたかと。ここで重大事態というのは、先ほどの定義のご説明であったように、生命、心身、財産重大事態と不登校重大事態で、安保委員がおっしゃったように不登校重大事態というふうが本件ではテーマにならうかと思うんですけど、先ほどご紹介があったように目安が30日で、そこがご遺族と学校の出席日数の認識の違いというところで、学校のほうですと28日、ご遺族のほうですと30日を超えるという数字になってきているわけです。それを考えると不登校重大事態というふうに学校が把握すべきではなかつたかとなるわけなんですけど、学校の関係者の聴き取りの結果出てきたのはですね、この定義で言いますといじめによりというものに当てはまらないと考えていたということなんですね。それは、どういうことかと言いますと、本件ではいじめというものが大きく2つあって、5月16日の登校時のトラブルと、6月21日の登校時のトラブルがありまして、学校とすると、その前者の5月16日の問題は、同月23日に行われた仲直りの会で、解決したというふうに考えてしまっているようです。ただ、それから2か月程度後にですね、第二の登校時トラブルが起きたことを考えると、完全にいじめが解消している状態とは言えないと、このいじめ対策ハンドブックでも、いじめの解消している状態というのは、少なくとも3か月を目安とするというような文章がありまして、そうだとすると、学校が1か月程度で解消というのは、判断としていかがなものであったのであろうかというふうに考えるところです。ですから、当該児童の欠席が始まりましたが、6月の25日からということなので、第二の登校時トラブルの後ということなので、学校とすると、5月16日のことはすっかり考え方から外れてしまって、6月21日の登校時トラブルを原因とみていて、またあるいは、それ以外の欠席の原因と見ているために、いじめによる不登校というふうに把握しなかつたように、捉えられます。

この点について今まで、3名の委員の方の意見ですとやはり、不登校重大事態であたると考えるべきであったようなご発言であったと思いますが、私はちょっと迷うところがあつて、なぜかというと、学校側が先ほど言ったようなですね、いじめの解消についての考え方の不十分さというものは踏まえつつも、なお、学校としての対応の中で、6月21日の登校時トラブルの、いじめの内容、これはまあ、今日非公開の部分で、議論することですので、あまり突つ込めませんけれども、学校の捉え方は、いじめはもちろん認めているんですが、双方向的な軽微ないじめというような言い方、あるいは定義によればいじめだということで、当該児童が苦痛を感じたということは認めてますけれども、先ほど言ったように、双方向的、つまり、加害者と被害者が双方向的ないじめというような捉え方をしている部分もあるんですね。そういうことを前提にすると、学校とすれば、重大事態ということに、思いが至らなかつたのかなあというふうに考えるところではあります。私の意見としては、そういうところで、また各委員のご意見もお聞きして、もちろん、意見は変わりうるものとして、ご理解いただきたいと思います。

今、本日出席の4名の委員の意見はそれぞれお聞きいただいた通りですけれども、何か他の委員のご発言を聞いて、追加するという点ござりますか、ございませんか。

(新免委員)

はい。

(小野部会長)

はい、新免委員どうぞ。

(新免委員)

先ほど小野部長は、かなり細やかな、双方に配慮した、そしてまた、かなり行き届いたご意見だったと思うんですけど、それと同時に私は、そのご意見を伺いながら思いました。もし双方向的な、平たく言えばお互い様というようなことを言っていくと、この問題は焦点がやはりぼやけてくると思います。のような事態が発生して、なぜそうなったのか、その経緯を見ていく上で、双方向的な部分もあったんじゃないかと、それでなかなか学校側も動きにくかったというのは、この事柄全体のごく一部の部分でしかなく、本当の本丸というか核心の部分に触れていないと思うんですね。確かに、双方向的な部分は子供同士あるかもしれないけど、この問題はそういった問題じゃなくて、自分がにらまれたとかあるいは朝顔の棒とか何とか、まあそれは新聞にも載っておりましたから、今言いますけども、本人がそれをいじめと、あるいはそれをプレッシャーと感じたらそれはいじめに相当するというのが、常識的ないじめ理解だと私は思っているんです。そのような理解を我々もしっかりと持たないことには焦点がぼやけてくると思うんです。こんなこともあった、あんなこともあったって言い出したら、いつまで経っても良い答申の文書は作れないと思うんです。今後に生きていくような答申文書を作らないといけないわけです。個人批判じゃなくて、単なる組織批判とかそんなことじゃなくて、これは仙台市の将来がかかってると思います。

(小野部会長)

ありがとうございました。そのほか、ご自分のご意見の補足でも構いませんけれども、何かござりますか。高田委員どうでしょうか、他の3人の意見を聞いた上で。

(高田委員)

双方向的という話が出たので、あえて言いたいのは、ケースごとに考えないといけないのかなということがあって、最初の発端となった出来事は、学校のほうとしては、先ほど新免委員がお互い様つておっしゃいましたけれども、お互いに嫌なことをされたということで学校が対応していたということはあります。果たして本当にそうだったのかっていうことは、議論しなきゃいけないところですが、それが始まりで、6月からの出来事っていうのは、そのところで生じた子供同士、あるいは親同士もあると思うんですけども、そういうところで生じた人間関係が、どんどん悪化していくって、最終的に重大事態に陥ったっていうふうに私は考えていました。そういう流れの中で学校としては、どこでどうすべきだったのかっていうことを、あるいは教育委員会がどこでどうすべきだったということが議論できればいいなと思っています。

(小野部会長)

ありがとうございます。安保委員はいかがでしょうか。

(安保委員)

重大事態のことについては、特に補足はありません。

(小野部会長)

はい、分かりました。今日は7名の委員のうち3名がご欠席でありますし、今、出席の4名の委員は意見を申し述べたということでございます。この点については、このあと非公開部分になります、いじめ事案の整理とも当然密接に関係しますので、またその議論を通し、また今後も継続して議論を進めていきたいと思います。それではこれより非公開の協議に入りますので、まず、これから非公開とさせていただきますので、マスコミの皆様と傍聴の方はですね、退席をお願い申し上げます。

—報道関係者退席—